平成２２年（フ）第９０３号
大阪府羽曳野市西浦１丁目２番28号
債務者　山岸　幹廣
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０４号
大阪府羽曳野市西浦１丁目２番28号
債務者　山岸　葉月（旧姓名古）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目９番19号
債務者　松野　君子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
大阪府柏原市玉手町21番２号　サンハイムにしの207、住民票上の住所大阪府羽曳野市南古市２丁目15番17号
債務者　林　　信行
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０９号
堺市西区堀上緑町３丁５番82―104号
債務者　牧野　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
堺市西区堀上緑町３丁５番82―104号
債務者　牧野　克也
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９４５号
大阪府富田林市寺池台５丁目19番７―ＨＡ407号
債務者　上田　百代
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７８号
堺市南区城山台２丁１番14―205号
債務者　齊藤　宗稔
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
大阪府藤井寺市北岡１丁目１番43号
債務者　鈴木　一江
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００７号
堺市中区八田北町10番地16　メゾンプラセール306号
債務者　津田　範子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２３号
堺市西区家原寺町１丁10番22号
債務者　木原　政人
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３０号
大阪府藤井寺市林５丁目２番49号
債務者　中村久美子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３１号
堺市南区竹城台４丁１番13―1103号
債務者　白木原千世
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０３５号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅３棟304号
債務者　澤田　　滋
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０５３号
堺市堺区宿屋町西１丁１番５号　東豊マンション301号
債務者　屋部三津夫
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１３９号
大阪府柏原市大正３丁目７番13号
債務者　池田　賢一
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
大阪府岸和田市尾生町3087番地の１市営住宅101号
債務者　森田　忠雄
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
大阪府岸和田市河合町876番地の２
債務者　濱村　香織
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係